

令和元年度後発医薬品使用促進計画

(別添2 様式例)

策定年月日 令和元年8月30日

自治体名 (福祉事務所名)	茨城県 (県央福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成30年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 ^(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)																								
			77.6%	80.0%	77.8%	2.2%																								
<現在の状況> 1. 先発医薬品を調剤した事情 (令和元年7月審査分調剤レセプトの摘要欄から集計) <確認した全体のレセプト:調剤・生保単独=587件> <table border="1" data-bbox="183 580 913 906"> <thead> <tr> <th></th> <th>先発医薬品を調剤した事情</th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>・患者の意向</td> <td>42</td> <td>37.8%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>・保険薬局の備蓄</td> <td>55</td> <td>49.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>・後発医薬品なし</td> <td>12</td> <td>10.8%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>・その他</td> <td>2</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>111</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>				先発医薬品を調剤した事情	件数	割合	1	・患者の意向	42	37.8%	2	・保険薬局の備蓄	55	49.5%	3	・後発医薬品なし	12	10.8%	4	・その他	2	1.8%		合計	111	100.0%	<対応方針> 服薬指導の実施 ○ 服薬指導が必要な者についてリストを作成し、指導を行う。 ○ 被保護世帯全世帯に保護者向けリーフレットを配布するとともに、ケースワーカーの訪問の際に原則服用について説明し、後発医薬品の使用について理解を促す。 関係機関への説明 ○ 生活保護制度における原則服用について、県医師会、県薬剤師会に説明し、協力を求める。(県福祉指導課にて実施する) ○ 関係指定薬局に対し、生活保護法調剤券を発送する際に、随時リーフレットを同封するとともに、必要に応じ説明等を行い本取組への理解と協力を求める。 薬局における備蓄について 特段なし (備蓄については、医療全体の取組として取り組まれているため) その他			
	先発医薬品を調剤した事情	件数	割合																											
1	・患者の意向	42	37.8%																											
2	・保険薬局の備蓄	55	49.5%																											
3	・後発医薬品なし	12	10.8%																											
4	・その他	2	1.8%																											
	合計	111	100.0%																											
<使用促進が進んでいない原因> ○ 服薬指導を要するケースについて、指導効果が上がっていない。 ○ 関係機関への説明が不十分。 ○ また、一定割合であるが、薬局における備蓄の問題がある。			<備考> ○ 令和元年7月審査分で見ると、85.9%に達しており、国が定める目標値は達成している状況である。																											

※ 毎年度80%達成を目指す。